平成十五年法律第五十八号 ※この法令は廃止されています。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

十 五 目 政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律 号)の全部を改正する。 (昭和六十三年法律第九

総則(第一条・第二条)

行政機関における個人情報の取扱い (第三条―第九条)

個人情報ファイル(第十条・第十一条)

開示、訂正及び利用停止

第一節 開示(第十二条—第二十六条)

第二節

第三節 利用停止 (第三十六条--第四十一条)

訂正 (第二十七条—第三十五条)

審査請求 (第四十二条—第四十四条)

第四章の二 行政機関非識別加工情報の提供(第四十四条の二―第四十四条の十六)

第五章 雑則 (第四十五条—第五十二条)

5

4

第六章 罰則(第五十三条—第五十七条)

(目的) 章

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関にお 報ファイルを構成するものに限る。)の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ つつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。 経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮し 円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある ける個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報(行政機関非識別加工情

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第 二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあって は、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政 令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項にお いて準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十

Ŧi. もの 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、 政令で定める

六 会計検査院

かに該当するものをいう。 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれ

的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をい当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁 録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項 う。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記 (個人識別符号を除く。)

> とができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合するこ

3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、 他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、 記号そ

その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、

ようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をい 歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じない この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪のの利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定 字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに

るものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法 律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規定する行政文書をいう。 情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有してい 以下同じ。)に記録されているものに限る。 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人

6 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、 に掲げるものをいう。 次

ができるように体系的に構成したもの 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索すること

この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人を述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の

8 れる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをい 情報保護委員会規則で定める情報を除く。)と照合することにより、特定の個人を識別すること 等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報であ を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述を除く。以下この項において同じ。)の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人 照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。) ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に ができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。)ように個人情報を加工して得ら る場合にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報(他の情報と照合する

えることを含む。)。 (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること

一 第二項第二号に該当する個人情報 き換えることを含む。)。 こと(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する

9 ファイルを構成する保有個人情報 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報 (他の情報と照合することができ、 それにより特定の個人を識

る部分を除く。)を加工して得られる非識別加工情報をいう。 げる情報を除く。以下この項において同じ。)が含まれているときは、当該不開示情報に該当す 部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第一号に掲 個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。以下この項において同じ。)の全 別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の

- 定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規
- 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成す る保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたなら ば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。
- 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をするこ
- 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与える
- るものであること。 該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができ一 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当 2
- 情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む
- 構成したもの 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるよ うに体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- イルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファ

地方公共団体

行政法人等をいう。以下同じ。)第五十九号。以下「独立行政法 7五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。) 第二条第一項に規定する独立独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律

地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定

- する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) 第二章 行政機関における個人情報の取扱い
- (個人情報の保有の制限等)
- 第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必 要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない
- 必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。) の達成に
- 3 的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理
- (利用目的の明示)
- 第四条 行政機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報 を取得するときは、 ればならない。 次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、 その利用目的を明示しな
- 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 益を害するおそれがあるとき。 利用目的を本人に明示することにより、 本人又は第三者の生命、 身体、 財産その 他の権利利

- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方 独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関 二項及び第十条第二項第五号の三において同じ。)に該当するものを除く。次条第一項、第八条 二項において同じ。)及び削除情報(第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。 ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、 及び第十二条第一項において同じ。)が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならな 報(行政機関非識別加工情報(行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。次条第 保有個人情 次条第

(安全確保の措置)

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の 切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 を除く。次条、第三十八条、第四十八条、第五十条及び第五十一条において同じ。)の取扱い 前項の規定は、行政機関から個人情報(行政機関非識別加工情報及び削除情報に該当するもの O
- 第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項 託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容

の受

(従事者の義務)

をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 (利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、 自ら利用し、又は提供してはならない。 利用目的以外の目的のために保有個人情報を

- 2 第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 ただし、
- 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合
- 要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必 理由のあるとき。 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供
- 兀 情報を提供することについて特別の理由のあるとき。 供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人] 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるもので
- 4 報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るもの とする。 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情
- (保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)
- 第九条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する 場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、 提供に係る

人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏え 防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知ら第五十一条の七までにおいて同じ。) が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行 した事項を変更しようとするときも、同様とする。 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条、第五十一条及び第五十一条の五か

個人情報ファイルの名称

当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

個人情報ファイルの利用目的

範囲」という。) おいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この章において「記録 (他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号に「個人情報ファイルに記録される項目(以下この章において「記録項目」という。) 及び本人

個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この章において「記録情報」という。)の収 3

六 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

に掲載しないこととするときは、その旨 人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個

の名称及び所在地 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織

第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨 その他政令で定める事項

前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

のために作成し、又は取得する個人情報ファイル 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(行政機関が行う職員一 行政機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与 の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

これらの事項の範囲内のもの 記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係る 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を 2

行政機関非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイル であって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報フ

第二条第六項第二号に係る個人情報ファイル

3 遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。 がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十一条 ァイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項そ の他政令で定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、 なければならない。 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情

前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

2

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル これらの事項の範囲内のもの 記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係る

前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はそ くは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファ イル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若 個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

(開示請求権) 第一節

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、 当該行政機関の保有す

1 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求る自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 下「開示請求」という。)をすることができる。

议

(開示請求の手続)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面 関の長に提出してしなければならない。 (以下「開示請求書」という。) を行政

開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

個人情報を特定するに足りる事項 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有

3 個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、 開示請求に係る保有

ければならない。 合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めな 「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に 掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者 に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並び に第二十三条第一項において同じ。)の生命、 開示請求者(第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に 健康、 生活又は財産を害するおそれがある情報

- ている情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で 別示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。 に 別示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又 人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又 人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又 別示請求者以外の特定の個 あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個 二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で
- 情報

 「一人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる」

 「中一人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる」
- (ロットの) は、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (国) と、「大田の人」である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であると、「大田の人」である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であると、「大田の代」である。「大田の人」である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であると、「大田の人」である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であると、「大田の人」である場合に、当該情報が入る。「大田の人」である。「大田の人」では、「大田の人」である。「大田の人」では、「大田の人」である。「大田の人」では、「大田のいり、「大田の人」では、「田のいり、「大田の人」では、「本田の人」では、「本田の人」では、「本田のいり、「本田のり、「本田のいり、「本田のり、「本田の人」では、「本田のいり、「本田のいり、「本田のいり、「本田のいり、「本田のいり、「本田のいり、「本田のいり、「本田のいり、「本田のいり、「本田のいり、「本田のいり、「本田のり、「本田のいり、「本
- 養するとり、帰示するにはが必要であるも忍りられる情報を余く。 、でいるにはいて「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当 この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当 三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

害するおそれがあるもの

- とが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付するこって、技機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等
- ある情報 全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由が全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由が五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安
- 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における六、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における
- イ 监査、検査、収滞り、式検又は租免り武果告してお数又に系ろ事务に関し、圧催な事実り、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、関示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、る情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業に関す」、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関す
- にするおそれ 把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難 把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難 イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の
- 、 月…… | 1000年) | 100
- こ し事管理に系ら事务に関し、公ENOT骨はし事り確認こと章と及ずけるとれい 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
 ホー独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、
 ニー人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

- 当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。て、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合におい

(裁量的開示)

保有個人情報を開示することができる。ても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該第十六条(行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっ

(保有個人情報の存否に関する情報)

かにしないで、当該開示請求を拒否することができる。で、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明ら第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけ

(開示請求に対する措置)

- に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号 関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号 関・前の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その
- (開示決定等の期限)(開示決定等の期限)(開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 所示をしない旨の決定をし、開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、 るいは、別示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開まる)
- 当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。内にしなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、第十九条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以
- ればならない。関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなけ関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなけは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき

(開示決定等の期限の特例)

- 間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期ちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間ちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間がある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のう以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限一 この条の規定を適用する旨及びその理由

(事案の移送)

は、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することがであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるとき第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたもので

を書面により通知しなければならない。を書面により通知しなければならない。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨きる。この場合においては、

移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。 求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請

(独立行政法人等への事案の移送)(独立行政法人等への事案の移送)という。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合にという。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合に3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定(以下「開示決定」

報と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第十二条であるとき、その他独立行政法人等に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 な機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 な機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 な機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 な機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 なり機関の長は、開示請求に係る保有個人情報保護法第二人等と協議の上、第二十二条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が独立行政法人等から提供されたもの は第二十二条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が独立行政法人等的ら提供されたもの は

い。 施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならな3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実

場合において、独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項中「第十三条第三項」とあるの第二項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この

「行政機関個人情報保護法第十三条第三項」とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の 知 三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当 人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十三条第二項及び第四十四条第一項において「第第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法

められるとき。 三者に関する情報が第十四条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第一

開示の実施

閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは、

ことができる。
「おるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うあっては、行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にを勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示に

に供しなければならない。 との 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧と 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧

なければならない。 定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出まをした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定めるところにより、当該開示決

るときは、この限りでない。 ればならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があればならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があ 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなけ

(他の法令による開示の実施との調整)

規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

曹談保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の増報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人

| みなして、前項の規定を適用する。 | 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧と

(手数料)

| 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなけれ| る額の手数料を納めなければならない。| 第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定め

第二節 訂正 ばならない。

(訂正請求権)

以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又は保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十六条第一項

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

これに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

護法第二十一条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報二 第二十二条第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保

けたもの 開示決定に係る保有個人情報であって、第二十五条第一項の他の法令の規定により開示を受

下「訂正請求」という。)をすることができる。
下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続) 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

3

|第二十八条 | 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面

(以 下

「訂正請求書」という。)

一 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所機関の長に提出してしなければならない。

事項・言コ語対に依る役者値ノ情報の

Ξ

訂正請求の趣旨及び理由

- 3 「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有 人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有
- るときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、 情報の訂正をしなければならない 行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認め 当該保有個人

3

(保有個人情報の訂正義務)

(訂正請求に対する措置)

- 訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定を
- 正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、 訂

(訂正決定等の期限)

- 第三十一条 以内にしなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあって 当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から三十日
- ればならない。 関の長は、訂正請求者に対し、 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき 同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機 遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなけ

(訂正決定等の期限の特例)

- 第三十二条 かわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同紀二十二条(行政機関の長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にか ならない。 条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければ
- この条の規定を適用する旨及びその理由
- 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

- 第三十三条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十一条第三項の規定に基づく開 送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移 案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長において訂正決定等をすることにつき正当な
- 求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請 移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。
- という。)をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしな 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十条第一項の決定(以下「訂正決定」

(独立行政法人等への事案の移送)

第三十四条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十七条第一項第二号に掲げるも に規定する訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議ののであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項 行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならな当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をし

- 2 るのは、「行政機関個人情報保護法第二十八条第三項」とする。 条第二項に規定する訂正請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。こ 報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第二十七 た独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情 の場合において、独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあ 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受け
- 法人等個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、 の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。 (保有個人情報の提供先への通知) 1人等個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が独立行政

第三十五条 行政機関の長は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報 し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

- 第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料する り特別の手続が定められているときは、この限りでない。 は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定によ 該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又 ときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当
- されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二
- 二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 停 止 当該保有個人情報の提供
- (以下「利用停止請求」という。) をすることができる。 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求

2

3

- (利用停止請求の手続) 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。
- 第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面 を行政機関の長に提出してしなければならない。 (以下「利用停止請求書」という。)
- 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- りる事項 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足
- 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 ければならない。 止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しな 係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に
- 3 者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、 できる。 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした 相当の期間を定めて、その補正を求めることが

(保有個人情報の利用停止義務)

第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、 ると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度 で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、 当該利用停止請求に理由 当該保有

事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該

第三十九条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、 の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならな その旨 三

をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定

(利用停止決定等の期限)

あっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない 三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合に 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日 から 2

関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機 なければならない。 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十一条 長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、 知しなければならない。 かかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定 次に掲げる事項を書面により通

この条の規定を適用する旨及びその

利用停止決定等をする期限

第四節 審查請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第四十二条 第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用 請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止

号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあ しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。 るのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若 二号又は第三号に該当する場合を除く。)にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二 四号において同じ。)」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第 会(審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第 たとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あっ び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審 規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十三条第一項及 十四条第二項の規定に基づく政令を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の 条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係 「第四条(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四 3

(審査会への諮問)

請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止 情報公開・個人情報保護審査会(審査請

> 求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める 審査会)に諮問しなければならない

審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示すること とする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとす

とする場合 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすること

兀

前項の規定により諮問をした行政機関の長は、 ればならない。 次に掲げる者に対し、 諮問をした旨を通知 しなな

項及び次条第一項第二号において同じ。) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。 以下この

合を除く。) 開示請求者、 訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者 が審査請求人又は参加人である場合を除く。 (当該 第三者

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について

開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人一 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除 が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。) く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加

2 規定の特例を設けることができる。 る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第四条の 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係

第四章の二 行政機関非識別加工情報の提供

(行政機関非識別加工情報の作成及び提供等)

第四十四条の二 行政機関の長は、この章の規定に従い、行政機関非識別加工情報(行政機関非 び提供することができる。 別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章及び次章において同じ。)を作成し、 及識

2 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関非識別加 情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはなら

除く。)を除く。以下この章において同じ。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。 と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを 照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報 (提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載) 前項の「削除情報」とは、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報(他の情報と

第四十四条の三 行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルが第二条第九項 各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイ 第四十四条の三各号」とする。 ル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルにつ いての第十一条第一項の規定の適用については、同項中「第九号」とあるのは、

第四十四条の五第 第四十四条の五第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

第四十四条の八第一項において準用する行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定 により意見書の提出の機会が与えられる旨 当該個人情報ファイルが第二条第九項第二号(ロに係る部分に限る。)に該当するときは、

記載があるものに限る。以下この章において同じ。)について、次条第一項の提案を募集するも 1.行政機関が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の 行政機関の長は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、 当

(行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第四十四条の五 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工 者になろうとする者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。 して作成する行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業

前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書

面を行政機関の長に提出してしなければならない。

提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、 その代

提案に係る個人情報ファイルの名称

提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数

十第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関非識別加工情報の作成に用いる第四十四 |条の

五. 報がその用に供される事業の内容 提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関非識別加工情

提案に係る行政機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

切な管理のために講ずる措置 提案に係る行政機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関非識別加工情報の適

前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付 しなけれ

に資するものであることを明らかにする書面 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(欠格事由)

第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、 前条第一項の提案をすることができない。

業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 五十七号)若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 その執行を終

の解除の日から起算して二年を経過しない者 第四十四条の十四の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、

人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、 法第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第十項に規定する独立行政法 独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十四の規定により独立行政法人等個人情報保護 除の日から起算して二年を経過しない者 その

人その他の団体であって、 その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

第四十四条の七 掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない 行政機関の長は、第四十四条の五第一項の提案があったときは、 当該提案が次に

第四十四条の五第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

四条の十第一項の基準に適合するものであること。 第四十四条の五第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第四十 第四十四条の五第二項第三号の提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数が、行政機関 、識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であ かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

な国民生活の実現に資するものであること。 第四十四条の五第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊か

て個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。 第四十四条の五第二項第六号の期間が行政機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみ

Ŧi.

なものであること。 びに同項第七号の措置が当該行政機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切 第四十四条の五第二項第五号の提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並

t 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであるこ

2 案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。 掲げる基準に適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提 行政機関の長は、前項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が前項各号に

契約を締結することができる旨 第四十四条の九の規定により行政機関の長との間で行政機関非識別加工情報の利用に関する

3 ろにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。 号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるとこ 行政機関の長は、第一項の規定により審査した結果、第四十四条の五第一項の提案が第一項各一 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第四十四条の八 えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 おいて、同条第一項中「行政機関の長」とあるのは、「行政機関の長(行政機関の保有する個人決定とみなして、行政機関情報公開法第十三条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合に 情報の保護に関する法律第五条に規定する行政機関の長をいう。次項において同じ。)」と読み替 よる開示の請求と、前条第二項の規定による通知を当該行政文書の全部又は一部を開示する旨の ァイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の行政機関情報公開法第三条の規定に ファイルに係る第四十四条の五第一項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報フ 個人情報ファイル簿に第四十四条の三第三号に掲げる事項の記載がある個人情報

2 情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人 出の機会を与えられた同条第一項に規定する第三者が第四十四条の五第一項の提案に係る行政 ファイルとみなして、この章の規定を適用する。 前項において準用する行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

そ

第四十四条の九 第四十四条の七第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規 で定めるところにより、行政機関の長との間で、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を 締結することができる。

(行政機関非識別加工情報の作成等)

第四十四条の十 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないように 個人を識

するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を

2 を行う場合について準用する。 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務

(行政機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

項中「並びに第四十四条の三各号」とあるのは、「、第四十四条の三各号並びに第四十四条の十いての第四十四条の三の規定により読み替えられた第十一条第一項の規定の適用については、同 ル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルにつ 識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイ1四十四条の十一 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報を作成したときは、当該行政機関非 各号」とする。

次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地行政機関非識別加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第四十四条の十二 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された 別加工情報について第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を 同様とする。 締結した者が、 する者は、行政機関の長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関非識 行政機関非識別加工情報をその事業の用に供する行政機関非識別加工情報取扱事業者になろうと 当該行政機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、 2

四号から前号まで」と、第四十四条の七第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第 を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第 あるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、 規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第四十四条の五第二項中「次に」と 号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。 七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中 提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法 「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各 第四十四条の五第二項及び第三項、第四十四条の六、第四十四条の七並びに第四十四条の九の

第四十四条の十三 第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締 ばならない。 結する者は、 政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなけれ 2

定める額の手数料を納めなければならない。 する契約を締結する者は、政令で定めるところにより、 前条第二項において準用する第四十四条の九の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関 前項の政令で定める額を参酌して政令で

(行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

場合を含む。)の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各第四十四条の十四 行政機関の長は、第四十四条の九(第四十四条の十二第二項において準用する 号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。 2

二 第四十四条の六各号(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。 に該当することとなったとき。 の いずれか

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

第四十四条の十五 行政機関の長は、行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定に

> 準に従い、行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならな より行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関非識別加工情報 等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基

2 業務を行う場合について準用する。 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した

(従事者の義務)

第四十四条の十六 あった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関 してはならない。 して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、 行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員で 又は不当な目的に利用

第五章 雑則

第四十五条 第四章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、 有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦 若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保 上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。 検察事務官

く困難であるものは、第四章(第四節を除く。)の規定の適用については、行政機関に保有され 用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著し 録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、 ていないものとみなす

(権限又は事務の委任)

第四十七条 行政機関の長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において 第四十六条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、 く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。 当該機関の命令)で定めるところにより、第二章から前章まで(第十条及び第四章第四節を除 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができる よう、当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしよ

じ。)の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。 (行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情処理) 総務大臣は、この法律(前章を除く。第四十九条第一項、第五十条及び第五十一条において同

第四十八条 行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅 処理に努めなければならない。 速な

第四十九条 ができる。 (施行の状況の公表) 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めること

総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、 その概要を公表するものとする

第五十条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律の目的を達成するため必要があ 施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。 ると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実 (資料の提出及び説明の要求)

第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、 長に対し、 行政機関における個人情報の取扱いに関し意見を述べることができる。 行政 人機関

(意見の陳述)

(第四十四条の五第一項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第五十一条の二 行政機関の長は、第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をし 報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 ようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情

個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備する

(行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第五十一条の三 行政機関の長は、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに関する苦 情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(報告の要求)

第五十一条の四 報告を求めることができる。 個人情報保護委員会は、 行政機関の長に対し、 前章の規定の施行の状況について

(資料の提出の要求及び実地調査

第五十一条の五個人情報保護委員会は、 加工情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別 に実地調査をさせることができる。 前条に定めるもののほか、前章の規定の円滑な運用を確 4

めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについ第五十一条の六 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認 て、必要な指導及び助言をすることができる。 (指導及び助言)

第五十一条の七 めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いについて 勧告をすることができる。 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認

(個人情報保護委員会の権限の行使の制限)

第五十一条の八 提供する行為については、その権限を行使しないものとする。 る目的で行政機関非識別加工情報を取り扱う場合に限る。)に対して行政機関非識別加工情報を 保護委員会は、行政機関の長が同法第七十六条第一項各号に掲げる者(それぞれ当該各号に定め 個人情報の保護に関する法律第四十三条第一項の規定の趣旨に照らし、 個人情報

(政令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、 政令で定める。

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項若しくは第四十四条の十五 を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部 第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者 金に処する。 の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰

役又は五十万円以下の罰金に処する。 人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個 一年以下の懲

十万円以下の過料に処する 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、 前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

附

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての 「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施 政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十条第一項の規定の適用については、同項中 行後遅滞なく」とする。 改正後の

2 る法律第十三条第一項又は第二項の規定によりされた請求については、なお従前の例による。 この法律の施行前に改正前の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関す

けるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

3

(平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

る。

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行す ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 (その他の経過措置の政令への委任) 律の施行の日のいずれか遅い日 第二十四条の規定 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの 政令で定め 法

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

る。

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされ 第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附 その効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。) なおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に係る部分 則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行 の法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法 るものとされる旧公社法第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、こ の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有す を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定 の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力 に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなお る場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定により に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(施行期日) (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

一条 附 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

第

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。 当該各号に定める日から施行する。 以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、

附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後の の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。 規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令

(罰則に関する経過措置)

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することと

(その他の経過措置の政令等への委任)

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 (経過措置の原則) 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前に るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。 された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係 (訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他 起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不 経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。 合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を 服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場 の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされ ることができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。よる改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起す る場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定に

行前に提起されたものについては、なお従前の例による。不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によ ることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお

(その他の経過措置の政令への委任)

則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 附則第五条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰

抄

(平成二八年五月二七日法律第五一号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報の保 の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」 びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律 とあるのは「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並 に規定する要配慮個人情報を含むものについての新行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定 定する行政機関が保有している同条第六項に規定する個人情報ファイルであって、新行政機関個 (平成二十八年法律第五十一号) の施行後遅滞なく」とする。 人情報保護法第十条第一項第五号に規定する記録情報に新行政機関個人情報保護法第二条第四項 に関する法律(以下この条において「新行政機関個人情報保護法」という。)第二条第一項に規

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 (個人情報の一体的な利用促進に係る措置) 政令で定める。

第四条 政府は、この法律の公布後二年以内に、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 的な利用の促進のための措置を講ずる。 第二号に規定する地方公共団体、同項第三号に規定する独立行政法人等及び同項第四号に規定す 五十七号)第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者、同項第一号に規定する国の機関、 の利益の増進及び豊かな国民生活の実現に特に資すると考えられる分野における個人情報の一体 る地方独立行政法人が保有する同条第一項に規定する個人情報が一体的に利用されることが公共

る前項の規定の適用については、同項中「第二条第五項」とあるのは、「第二条第三項」とする。 に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)の施行の日までの間におけ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

2

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に

号の改正規定に限る。)及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六 係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第百四十三条、 布の日 に限る。)、第八十五条、第百二条、第百七条 (民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定 公

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同 じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項そ 為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。 の他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の 行

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関す (平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人で